

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給します。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。)

①令和3年3月31日時点で、**18歳未満の児童**(障害児の場合**20歳未満**)を養育する父母等
(令和4年2月末までに生まれた新生児も対象になります。)

②令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額 児童1人当たり 一律5万円

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。(該当する方には支払通知書を送付します。)

▶令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

II. 上記以外の方(例 高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

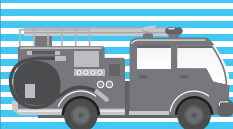
▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶町HPから申請書等の様式をダウンロードし、ご記入のうえご提出いただくか、子ども家庭課で申請書類をご記入ください。
(申請書に記載されている「提出書類」をご持参ください。)

4. 受付期間 令和4年2月28日まで



子ども家庭課 ☎27-0176



神戸町 消防団 だより



消防団は皆さんの生命と財産を守るため日々活動をしています。今月は前月に引き続き本年度より新しく任命された分団長の紹介をします。

第2分団の分団長に任命されました井原章有一です。早速ですが、消防団は皆さんにとって必要な組織でしょうか。

私は無くてはならない組織だと思っています。

いつ発生するか分からない災害に対し迅速に対応できるように、訓練や災害現場での経験を重ね、技術や知識を高めています。災害時に皆さんの役に立てる組織だからこそ、無くてはならないと思っています。

今年度、15名の新入団員が第2分団に配属されました。コロナ禍により活動の制限がありますが、共に学び、経験を重ねて、皆さんを守る消防団員に育成していきますので、応援をよろしくお願ひします。



▲第2分団分団長 井原章有一

揖斐川重要水防箇所合同巡視を実施

今年も出水期に入りました。5月28日には、国土交通省、町、消防団による揖斐川の重要水防箇所の合同巡視を行いました。この活動は、水防上特に危険な箇所を確認し、出水時に重点的な見回り、警戒を行うものです。

出水時に破堤する恐れのある、構造的に弱い昔の堤防を重要水防箇所としています。過去には、堤防からの漏水が発生したため消防団が水防工法を行った箇所もあります。

消防団はこのような活動を通し、出水時にいち早く警戒体制に入れるように知識を得ています。また、水防工法の訓練も毎年実施しています。今後も皆さんの生命と財産を守るよう、活動を続けていきます。



▲水防訓練の様子